

質問・回答一覧

回答日：令和5年5月29日

調達番号：76169

件名：令和5年度 旧上田食肉衛生検査所汚染土壌深度調査業務

公告日：令和5年5月24日

No	質問日	質問内容	回答
1	令和5年5月25日	観測井の設置は土壌試料採取のボーリング孔と兼ねますか？ それともボーリング孔とは別に掘削して設置しますか？	仕様書第3章2（6）にあるとおり、観測井は汚染土壌の除去後に、地下水の汚染状況を確認する目的で設置します。土壌試料採取及びボーリングは土壌概況調査で基準不適合であった地点で実施しますので、観測井の設置と土壌試料採取のボーリング孔は別に掘削することを想定しています。
2	令和5年5月25日	試料採取を行う区画の位置測量は、土壌概況調査業務時の測量成果等に基づくと考えてよいですか？それとも北端を起点とした10m格子の設定になりますか？	土壌概況調査業務時に、北端を起点とした測量を実施しているため、土壌概況調査業務の成果品に基づき調査を実施することを想定しています。